

北海道告示第 11343 号

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号）第 6 条第 1 項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の設置者から届出事項の変更について届出があった。

なお、同法第 8 条第 2 項の規定に基づき、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、書面により令和 6 年 1 月 29 日までに北海道空知総合振興局産業振興部商工労働観光課に到着するよう提出することができる。

令和 5 年 9 月 29 日

北海道知事 鈴木 直道

1 届出事項の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

アクロスプラザたきかわ

滝川市南滝の川 131 番 1 号、ほか

(2) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

三菱HCキャピタル株式会社 代表取締役 久井 大樹

東京都千代田区丸の内 1 丁目 5 番 1 号

(3) 変更した事項

ア 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前) 三菱HCキャピタル株式会社 代表取締役 柳井 隆博

東京都千代田区丸の内 1 丁目 5 番 1 号

(変更後) 三菱HCキャピタル株式会社 代表取締役 久井 大樹

東京都千代田区丸の内 1 丁目 5 番 1 号

イ 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前)

小売業者の氏名又は名称	代表者の氏名	住 所	変更事項
ZAKANAKA株式会社	代表取締役 桑島 光雄	福岡県福岡市東区多の津 2 丁目 6 番 3 号	
株式会社アルカスインターナショナル	代表取締役 内山 誠一	兵庫県神戸市中央区港島中町 6 丁目 8 番 1	
株式会社エコノス	代表取締役 長谷川 勝也	札幌市白石区北郷 4 条 13 丁目 3 番 25 号	
株式会社チヨダ	代表取締役 町野 雅俊	東京都杉並区荻窪 4 丁目 30 番 16 号	
株式会社ニトリ	代表取締役 武田 政則	札幌市北区新琴似 7 条 1 丁目 2 番 39 号	
株式会社パティズ	代表取締役 齋藤 啓一	福島県会津若松市インター西 31 番地	
株式会社メガネトップ	代表取締役 富澤 昌宏	静岡県静岡市葵区伝馬町 8 番地の 6	
株式会社ワッツ東日本販売	代表取締役 山野 博幸	東京都北区赤羽 2 丁目 51 番 3 号	
DCM株式会社	代表取締役 石黒 靖規	東京都品川区南大井 6 丁目 22 番 7 号	
株式会社ツルハ	代表取締役 八幡 政浩	札幌市東区北 24 条東 20 丁目 1 番 21 号	

株式会社北海道三喜	代表取締役 藤本 幸一	札幌市白石区栄通 20 丁目 12 番 20 号	
イオン北海道株式会社	代表取締役 青柳 英樹	札幌市白石区本通 21 丁目南 1 番 10 号	

(変更後)

小売業者の氏名又は名称	代表者の氏名	住 所	変更 事項
ZAKANAKA株式会社	代表取締役 桑島 光雄	福岡県福岡市東区多の津 2 丁目 6 番 3 号	
株式会社アルカスインターナショナル	代表取締役 阪本 敏之	兵庫県神戸市中央区港島中町 6 丁目 8 番 1	(ア)
株式会社エコノス	代表取締役 長谷川 勝也	札幌市白石区北郷 4 条 13 丁目 3 番 25 号	
株式会社チヨダ	代表取締役 町野 雅俊	東京都杉並区荻窪 4 丁目 30 番 16 号	
株式会社ニトリ	代表取締役 武田 政則	札幌市北区新琴似 7 条 1 丁目 2 番 39 号	
株式会社パティズ	代表取締役 齋藤 啓一	福島県会津若松市インター西 31 番地	
株式会社メガネトップ	代表取締役 富澤 昌宏	静岡県静岡市葵区伝馬町 8 番地の 6	
株式会社ワッツ東日本販売	代表取締役 山野 博幸	東京都北区赤羽 2 丁目 51 番 3 号	
DCM株式会社	代表取締役 石黒 靖規	東京都品川区南大井 6 丁目 22 番 7 号	
株式会社ツルハ	代表取締役 八幡 政浩	札幌市東区北 24 条東 20 丁目 1 番 21 号	
株式会社北海道三喜	代表取締役 藤本 幸一	札幌市白石区栄通 20 丁目 12 番 20 号	
イオン北海道株式会社	代表取締役 青柳 英樹	札幌市白石区本通 21 丁目南 1 番 10 号	

(4) 変更の年月日

上記(3)ア 令和 5 年 4 月 1 日
 上記(3)イ(ア) 令和 5 年 5 月 21 日

(5) 変更する理由

上記(3)ア 代表者変更のため
 上記(3)イ(ア) 代表者変更のため

2 届出年月日

令和 5 年 9 月 4 日

3 届出書等の縦覧

(1) 縦覧場所

北海道経済部地域経済局中小企業課及び北海道空知総合振興局産業振興部商工労働観光課

(2) 縦覧期間

令和 5 年 9 月 29 日 (金) から令和 6 年 1 月 29 日 (月) まで (日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律 (昭和 23 年法律第 178 号) に規定する休日並びに 12 月 29 日から翌年の 1 月 3 日までを除く。)

(3) 縦覧時間

午前 8 時 45 分から午後 5 時 15 分まで